

大間町空き家バンク物件登録申込書

大間町長 殿

住所

氏名 ⑩

大間町空き家バンク実施要綱に定める制度の趣旨を理解し、同要綱第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり空き家バンクへ登録を申し込みます。

記

- 1 登録のための空き家調査及び問い合わせには、誠意をもって協力します。
- 2 登録内容は、別紙「大間町空き家バンク物件登録カード(様式第 2 号)」記載のとおりです。
- 3 町が、空き家バンク登録に当たり、住民基本台帳、課税台帳及び登記情報等を閲覧し、又は写しを取得、保有することを承諾します。
- 4 物件の所有者等が、大間町暴力団排除措置要綱(平成 24 年大間町訓令甲第 5 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団員等若しくは暴力団員と密接な関係を有していないことを誓約します。
- 5 物件の交渉、契約及び管理に係るトラブルその他損害が発生した場合は、所有者、利用者、仲介業者間で解決に当たります。

注意事項

- 1 町は、空き家バンクにおいて、情報の提供や必要に応じた連絡調整は行いますが、空き家所有者と利用者間で行う物件の売買や賃貸借に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は関与しません。仲介行為に係る業務については、町に登録している仲介業者を利用することをお勧めします。なお、仲介業者を利用した場合、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176 号)第 46 条第 1 項の規定に基づく額の範囲となります。
- 2 大間町個人情報保護条例(平成 17 年大間町条例第 5 号)の規定に基づき、申し込みされた個人情報は、本事業の目的外の用途に利用しません。